

報告 4 第 7 期地域密着型サービス事業所の整備について

1 第 7 期計画整備対象サービス

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| (1) 認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護（併設） | 1 事業所 |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 事業所 |
| (3) 小規模多機能型居宅介護 | 2 事業所 |
| (4) 認知症対応型通所介護 | 1 事業所 |

	GH 看護小規模	定期巡回	小規模	認知デイ
平成 30 年度	①R1.11 開所	①H31.4 開所	—	①応募なし
令和元年度	—	—	②応募なし	①応募なし
令和 2 年度	—	—	2	1
整備予定計	1	1	2	1

※GHは認知症対応型共同生活介護、認知デイは認知症対応型通所介護。

2 令和 2 年度公募方針

- (1) 小規模多機能型居宅介護 2 事業所
 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されていない「まっがおか」「ゆりのき」の圏域で公募を行う。
 ※募集期間 7月下旬～9月下旬
- (2) 認知症対応型通所介護 1 事業所
 既に整備されている「とよだ」「ごてん」以外の圏域で公募を行う。
 ※募集期間 7月下旬～9月下旬

※応募がなかった場合は、年度内に期間を定めて再公募をします。

3 応募資格

本業務を円滑に遂行する十分な体制、能力を有しており、かつ次の項目を満たしている者。

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同条第6項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募する予定の地域密着型サービスについて、市が指定する期日までにサービス提供開始が見込めること。
- (3) 提出書類の受付締切日において、民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (4) 平塚市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。

4 無効または失格

次の事項に該当する場合は、原則として無効または失格となります。

- (1) 提出書類の提出方法や提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

5 注意事項

- (1) 複数の応募があった場合は、書類選考により事業者を選定します。
 - (2) 整備のスケジュールや人員確保、資金計画等については、対応可能か十分検討のうえ、無理なく策定することをお願いします。
 - (3) 利用可能な補助金については地域医療介護総合確保基金を予定していますが、補助金額は現時点では未確定です。
 - (4) 市街化区域での募集となります。
 - (5) 応募に際し、突然の来訪には、対応しかねる場合がありますので、必ず事前に予約をお願いいたします。
 - (6) 応募の受付時間は、期間中の平日9:00~12:00、13:00~17:00とします。
 - (7) 応募方法は、実施法人等が介護保険課窓口へ持参してください。その他の方法、または代理人の場合は受付できません。
 - (8) 開発・建設の可否の確認を必ずお願いします。特に土地利用の可能性については、「都市計画法」「まちづくり条例」「埋蔵文化財包蔵地」等の所管課と十分に協議をしてください。協議が不十分あるいは問題点が多い場合、受付できません。
 - (9) 提出時に関係法令所管課にその場で確認をさせていただく場合があります。
 - (10) 防火防災対策及びこれに係る設備設置について、消防署と協議し、その指示に従ってください。
 - (11) 介護従事者については直接雇用する職員を配置するようお願いします。
 - (12) 事前相談及び応募に要した費用は、全て申込みの法人の負担とし、提出された書類はお返ししません。
 - (13) 提出された書類中の個人情報等は、本選定以外には使用しません。
 - (14) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - (15) 市の指定地域密着型サービスの条例に適合することが条件となります。
 - ・ 平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
下記、平塚市ホームページ・例規集をご参照下さい。
- URL : <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/category/cat00000036.htm>
- (16) 事業者の応募及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。
 - (17) 施設整備後は、日頃から地域との交流を深めるとともに、非常災害時に備えて地域との連携強化に努めていただくようお願いいたします。
 - (18) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルについて、平塚市介護保険運営協議会、平塚市及び職員は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負いません。